

2022年問題  
どうなる  
で  
題る  
今から備える

# 生産緑地の相続対策セミナー

7月15日 緑公会堂で

農地が宅地等として市場に多く供給されるのではと言われている「2022年問題」。1992年(平成4年)に現在の生産緑地制度に改正された同制度が、2022年に30年を迎え無条件に解除ができるため、不

動産市場に宅地として一気に大量に流れ込む可能性があると言われている。ミサワホーム(株)では、これらの問題に 대응しようとして「生産緑地の相続対策」セミナーを開催する。講師はまちづくりなどを

多数手掛けてきた、建設コンサルタントの(株)オオバ(東証一部)。生産緑地の特徴やメリット・デメリット、保有者が抱えている問題点、相続税の納税問題などを分かりやすく解説し、解決方法を紹介します。

空き家の増加に加え  
2022年、宅地が大量に市場に?  
生産緑地の保有者、不動産の  
所有者に聞いてほしい

今から備える **生産緑地の相続対策**

7/15(土) 14:00~15:30  
参加無料・予約制  
緑公会堂 申込みはお電話で

## ●生産緑地制度の特徴

指定要件、制限、解除 など

## ●メリットとデメリット

- ・固定資産税の軽減、相続税の納税猶予制度
- ・止めた場合、納税猶予打ち切り  
→さかのぼって利子税が?

## ●生産緑地はどのくらいあるの?

## ●国側の2022年問題の対策

【生産緑地の保有者が抱える3つの問題】

## ●継続問題

高齢化、後継者不足、解除したいができない

## ●相続税納税問題

- ・生産緑地の財産評価(相続税評価)は意外に高い
- ・納税猶予制度利用のメリット・デメリット
- ・さかのぼり課税とは?

## ●将来の土地利用計画問題

「売れない・貸せない・建てられない・借りられない」とは

## ●生産緑地のまま事前対策できる方法

15:30~個別相談

予約・問合せ

MISAWA **ミサワホーム**

**0120・327・330**

(休)火・水 (営)10:00~19:00

緑区長津田みなみ台4-4-4



中山駅徒歩5分

「やめた場合、税金はどうなるの?」「負担をかけるに子に引き継ぎたい」「生産緑地を相続するとどうなる?」など役立つ情報が満載。参加無料で予約制。申込みは電話で。